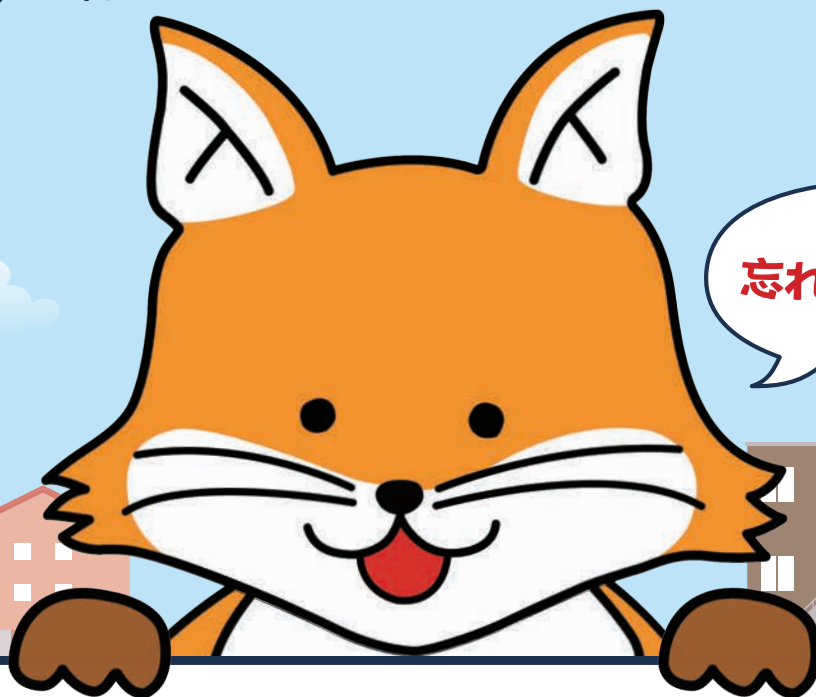


不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

いいえ

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！



自筆証書遺言書
保管制度

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内

遺産分割による話し合いがまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割することが困難

遺産分割の結果 に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

相続人申告登記

- ・ 義務を簡易に履行できる仕組みです
- ・ 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から3年以内

+

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について登録免許税が**免除**される場合があります

（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



遺産分割
はお早めに！！



相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
こちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）

